

令和2年4月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



諮問期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問を行うことができません。

なお、諮問の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

73期導入修習に関する以下の文書（司法修習生に配布した文書は除く。）

- (1) 民事第1審手続の概説（講義）（民裁・民弁）で使用したパワーポイントの資料
- (2) 民弁問題研究1（事案分析）で使用したパワーポイントの資料
- (3) 刑裁講義（事前課題解説等）で使用したパワーポイントの資料
- (4) 検察導入講義で使用したパワーポイントの資料
- (5) 刑弁演習1（捜査弁護）で使用したパワーポイントの資料

2 苦情の申出がされた日

3月24日付け（同月26日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

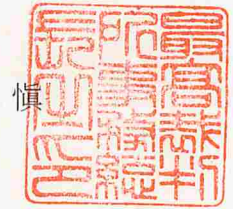
最高裁秘書第1387号

令和2年6月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

1月20日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

73期導入修習に関する以下の文書（司法修習生に配布した文書は除く。）

- 1 民事第1審手続の概説（講義）（民裁・民弁）で使用したパワーポイントの資料
- 2 民弁問題研究1（事案分析）で使用したパワーポイントの資料
- 3 刑裁講義（事前課題解説等）で使用したパワーポイントの資料
- 4 検察導入講義で使用したパワーポイントの資料
- 5 刑弁演習1（捜査弁護）で使用したパワーポイントの資料

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1487号

令和2年7月2日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

73期導入修習に関する以下の文書（司法修習生に配布した文書は除く。）

- (1) 民事第1審手続の概説（講義）（民裁・民弁）で使用したパワーポイントの資料
- (2) 民弁問題研究1（事案分析）で使用したパワーポイントの資料
- (3) 刑裁講義（事前課題解説等）で使用したパワーポイントの資料
- (4) 検察導入講義で使用したパワーポイントの資料
- (5) 刑弁演習1（捜査弁護）で使用したパワーポイントの資料

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月26日

3 諮問番号等

- (1) 諮問番号

令和2年度（最情）諮問第4号

- (2) 諮問日

令和2年6月26日

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

最高裁秘書第1488号

令和2年7月2日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

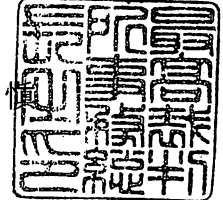
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年6月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考え

2 理由

(1) 開示申出の内容

73期導入修習に関する以下の文書（司法修習生に配布した文書は除く。）

- ア 民事第1審手続の概説（講義）（民裁・民弁）でを使用したパワーポイントの資料
- イ 民弁問題研究1（事案分析）でを使用したパワーポイントの資料
- ウ 刑裁講義（事前課題解説等）でを使用したパワーポイントの資料
- エ 検察導入講義でを使用したパワーポイントの資料
- オ 刑弁演習1（捜査弁護）でを使用したパワーポイントの資料

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

教官が講義においてパワーポイントを使用することはあるものの、このパワーポイントの資料は、各教官が各自で作成し、使用しているものであって、司法行政文書として作成取得されるものではない。したがって、本件開示の申出に係る文書については、司法行政文書として作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。